

## 8. 環境影響評価の項目

環境影響評価の項目は、図 8-1 に示す手順に従い、会場事業計画の内容を基に環境に影響を及ぼすおそれのある環境影響要因を抽出し、地域の概況及び社会経済情勢等を勘案して選定した。

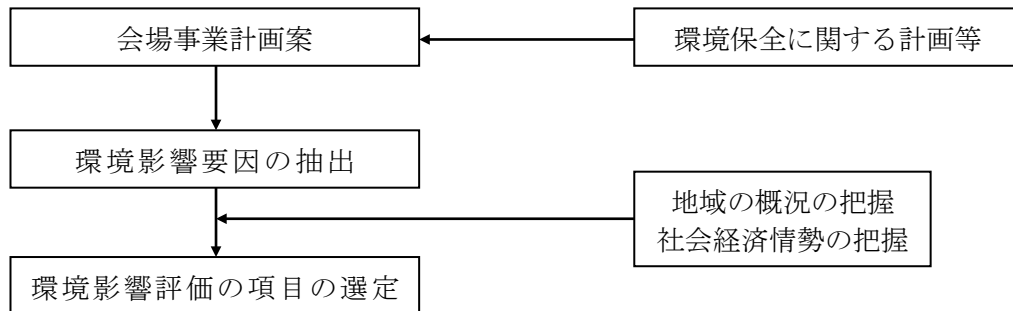


図 8-1 環境影響評価の項目の選定手順

環境影響要因は、東京 2020 大会の開催前、開催中及び開催後について、表 8-1 に示すとおり設定した。本評価書では、表 8-1 に示す環境影響要因のうち、開催前の仮設施設の整備及び開催後の仮設施設の解体に係る環境影響要因を対象とすることとし、大会の開催中に係る環境影響要因は対象としなかった。これらの大会の開催中に係る環境影響評価は、全体計画及び競技のアセスメントとして環境影響要因の抽出及び環境影響評価の項目を検討し、別途実施している。

表 8-1 抽出した環境影響要因

区分	環境影響要因	内容	
開催前	恒久施設	施設の建設	掘削工事、躯体工事等に伴う影響
		工事用車両の走行	建設工事のうち、工事用車両の走行に伴う影響
		建設機械の稼働	建設工事のうち、建設機械の稼働に伴う影響
		建築物の出現	建設工事終了後の建築物の出現や建築物の存在に伴う影響
	仮設施設	施設の建設	掘削工事、躯体工事等に伴う影響
		工事用車両の走行	建設工事のうち、工事用車両の走行に伴う影響
		建設機械の稼働	建設工事のうち、建設機械の稼働に伴う影響
		建築物の出現	建設工事終了後の仮設施設の出現や仮設施設の存在に伴う影響
開催中	競技の実施	競技の実施に伴う影響	
	大会の運営	大会開催中の関係車両の発生集中交通、会場設備等の稼働、その他大会の運営に伴う影響	
開催後	仮設施設	解体復旧工事	東京 2020 大会の仮設施設の解体復旧工事に伴う影響
		工事用車両の走行	解体復旧工事のうち、工事用車両の走行に伴う影響
		建設機械の稼働	解体復旧工事のうち、建設機械の稼働に伴う影響
	恒久施設	設備等の持続的稼働	東京 2020 大会後の施設の継続的利用に伴う影響

注) 網掛けは、本評価書では対象としない環境影響要因を示す。本施設は仮設施設のみで整備するため、本評価書では仮設施設の環境影響要因のみを対象とした。

選定した環境影響評価の項目は、表 8-2 (1) 及び (2) に、選定した理由は、表 8-3 に、選定しなかった理由は、表 8-4 (1) ~ (3) に示すとおりである。

表 8-2(1) 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連

環境影響評価の項目		予測事項	区分		開催前			開催中		開催後		
			環境影響要因	施設 の建設	工事用 車両の 走行	建設機 械の稼 働	建築物 の出現	競技の 実施	大会の 運営	解体復 旧工事	工事用 車両の 走行	建設機 械の稼 働
環境項目	主要環境	大気等	・ 大気等の状況の変化の程度					○				
			・ アスリートへの影響の程度									
		水質等	・ 水質の変化の程度									
	・ アスリートへの影響の程度											
	土壌	・ 土壌汚染物質の変化の程度										
		・ 地下水及び大気への影響の可能性の有無										
		・ 汚染土壌の量										
	生態系	生物の生育・生息基盤	・ 生物・生態系の賦存地の改変の程度									
			・ 新たな生物の生育・生息基盤の創出の有無並びにその程度									
		水循環	・ 地下水涵養能の変化の程度									
			・ 地下水の水位及び流動の変化の程度									
			・ 湧水流量の変化の程度									
		生物・生態系	・ 陸上植物の植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度									
			・ 陸上動物の動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度									
	・ 水生生物相の変化の内容及びその程度											
	・ 生育・生息環境の変化の内容及びその程度											
	・ 生態系の変化の内容及びその程度											
	緑	・ 重要な生物・生態系の保護・保全地域等に与える影響の程度										
		・ アスリートへの生物等の影響の程度										
	生活環境	騒音・振動	・ 植栽内容の変化の程度及び緑の量の変化の程度									
・ 工事用車両の走行による道路交通騒音及び振動								○				
・ 関係者等の移動による道路交通騒音及び振動												
・ 建設機械等の騒音及び振動												
・ 会場設備等からの騒音及び振動												
日影	・ 日照阻害が生じる又は改善する住宅戸数及び既存植物							○				
	・ 冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度											
アメニティ・文化	景観	・ 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度										
		・ 主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度										
		・ 景観形成特別地区の景観阻害又は貢献の程度										
		・ 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度										
		・ 貴重な景勝地の消滅の有無又は改変の程度										
		・ 圧迫感の変化の程度										
	・ 緑視率の変化の程度											
自然との触れ合い活動の場	・ 景観阻害要因の変化の程度											
	自然との触れ合い活動の場	・ 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度	○						○			
		・ 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度			○						○	
・ 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度		○							○			

注1) ○は、環境影響評価を行う事項を示す。  
 2) 濃い網掛け (■) は、東京2020大会全体としての広域的な視点により評価する事項、または、競技を対象とした環境影響評価で検討している事項であるため、本書では対象としないことを示す。  
 3) 薄い網掛け (□) の設備等の持続的稼働の環境影響要因は、本施設は仮施設であるため、恒久施設に係る環境影響要因については、想定されない。

表 8-2(2) 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連

環境影響評価の項目		区分 環境影響要因 予測事項	開催前			開催中		開催後					
			施設の建設	工事用車両の走行	建設機械の稼働	建築物の出現	競技の実施	大会の運営	解体復旧工事	工事用車両の走行	建設機械の稼働	設備等の持続的稼働	
環境項目	アメニティ・文化	歩行者空間の快適性					○						
		史跡・文化財	・ 緑の程度					○					
			・ 歩行者及びアスリートが感じる快適性の程度					○					
			・ 会場事業地内の文化財等の現状変更の程度及びその周辺地域の文化財等の損傷等の程度	○						○			
			・ 文化財等の周辺の環境の変化の程度										
	資源・廃棄物	水利用						○					
		廃棄物						○					
		エコマテリアル											
	温室効果ガス	温室効果ガス						○					
		エネルギー						○					
社会経済項目	土地利用	土地利用											
		地域分断	・ 自然地の改変・転用の有無及びその程度										
			・ 未利用地の解消の有無及びその程度										
	移転	・ 生活動線の分断又は進展の有無及びその規模、範囲、時間及び程度											
	社会活動	スポーツ活動	・ 施設整備等による住宅、店舗等の移転の規模、範囲及び程度										
		文化活動	・ 国際レベルのスポーツ施設の充足、地域スポーツ団体やスポーツ参加者の増減など、スポーツ活動への影響の内容とその程度										
	参加・協働	ボランティア	・ 文化活動拠点の増減、国際交流の活発化、情報提供のバリアフリー化の進展など、文化活動への影響の内容及びその程度										
		コミュニティ	・ ボランティア活動の内容とその程度										
		環境への意識	・ 地域のコミュニティの形成及び活動並びに企業の地域コミュニティへの貢献度等の内容とその程度										
	安全・衛生・安心	安全	・ 都民等の環境への関心及び意識の内容とその程度										
			・ 意識啓発のための機会の増減										
			・ 危険物施設等からの安全性の確保の程度						○				
		衛生・防災	・ 移動の安全のためのバリアフリー化の程度						○				
・ 電力供給の安定度							○						
・ 飲料水、食品等についての安全性の確保の程度							○						
交通	消防・防災	・ 耐震性の程度						○					
	交通安全	・ 津波対策の程度						○					
		・ 防火性の程度						○					
経済	交通渋滞	・ 交通安全の変化の程度						○					
	公共交通へのアクセシビリティ	・ 会場から公共交通機関までのアクセシビリティの変化の程度						○					
	経済波及	・ 交通安全の変化の程度						○					
	雇用	・ 経済効果、新規ビジネスの創出及び既存ビジネスへの影響の内容並びにその程度											
事業採算性	・ 創出又は消失すると思われる雇用の種類、雇用期間、雇用者数、雇用者構成等												
	・ 施設整備費、運営経費及びそれらの削減の程度												

注1) ○は、環境影響評価を行う事項を示す。  
 2) 濃い網掛け (■) は、東京2020大会全体としての広域的な視点により評価する事項、または、競技を対象とした環境影響評価で検討している事項であるため、本書では対象としないことを示す。  
 3) 薄い網掛け (□) の設備等の持続的稼働の環境影響要因は、本施設は仮施設であるため、恒久施設に係る環境影響要因については、想定されない。

表8-3 選定した項目及びその理由

項目	選定した理由
自然との触れ合い活動の場	<p>自然との触れ合い活動の場に影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催前における施設の建設、開催後における解体復旧工事が考えられる。</p> <p>予測事項は、「自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度」とする。</p> <p>なお、本計画は、仮設施設の設置工事を行うものであり、これまでの恒久施設の整備工事と比べて工事用車両の台数や建設機械の稼働台数は僅かであるが、計画地内を段階的に工事を実施していくことから、開催前及び開催後における工事用車両の走行に係る「自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度」、開催前及び開催後における建設機械の稼働に係る「自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度」についても予測事項とする。</p>
史跡・文化財	<p>史跡・文化財に影響を及ぼすおそれのある要因としては、開催前における施設の建設、開催後における解体復旧工事が考えられる。</p> <p>予測事項は、「会場事業地内の文化財等の現状変更の程度及びその周辺地域の文化財等の損傷等の程度」とする。</p>

表 8-4(1) 選定しなかった項目及びその理由

項目	選定しなかった理由
大気等	<p>本計画は、仮設施設の設置工事及び解体復旧工事を行うものであり、これまでの恒久施設の整備工事と比べて工事用車両の台数や建設機械の稼働台数は僅かであることから、大気等への影響はほとんどないと考えられる。</p> <p>なお、工事用車両の走行に当たっては、沿道環境への配慮のため、極力、自動車専用道路や一般国道等の幹線道路を利用するほか、適切なアイドリングストップ等のエコドライブや安全走行の徹底、市街地での待機や違法駐車等をすることがないように、運転者への指導を徹底する計画である。</p> <p>また、工事に使用する建設機械は、周辺環境への影響に配慮して、排出ガス対策型建設機械を積極的に採用するとともに、不要なアイドリングの防止に努める等、排出ガスの削減に努める計画である。</p>
水質等	<p>仮設施設の設置工事及び解体復旧工事に当たっては、水域を大規模に改変することはない。また、施設の設置工事及び解体復旧工事に伴う排水は、下水排除基準を遵守した上で公共下水道に放流される。大会前後の短期間にかけて設置する水中スクリーンは、海水交換が可能な開閉式とし、設置及び撤去時に水の濁りが生じるような工種は実施しない。このことから、公共用水域及び地下水の水質等に影響を及ぼすおそれはない。</p> <p>なお、開催中のアスリートへの影響については、競技のアセスメントとして別途実施している。</p>
土壌	<p>本計画は、仮設施設の設置工事及び解体復旧工事を行うものであり、有害物質は使用しない。会場整備に当たり、一部の土地の改変を行うが、計画地には有害物質の取扱事業場が存在した履歴はない。</p> <p>なお、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第 117 条に基づく土地利用の履歴等調査届出書を提出、土壌汚染対策法第 4 条に基づく土地の形質の変更届出書を提出する予定であり、土壌汚染のおそれはないと考えられるが、今後、工事の実施に伴い新たな土壌汚染が確認された場合、速やかに土壌汚染対策を講じるとともにフォローアップ報告書で内容を明らかにする。</p>
生物の生育・ 生息基盤	<p>本計画は、仮設施設の設置工事及び解体復旧工事を行うものであり、生物の生育・生息基盤を大幅に改変するような土地造成等の改変は実施しない。また、仮設施設の配置に当たっては、仮設施設の設置箇所の調整等により極力樹木除去本数を減らす計画であり、樹木除去が必要な場合は、施設管理者と協議の上、大会後に極力原状復旧（復植）を行う計画としていることから、生物の生育・生息基盤の状況に大きな変化は生じない。</p>
水循環	<p>本計画は、仮設施設の設置工事及び解体復旧工事を行うものであり、水循環に影響を及ぼすような大規模な地表面被覆の改変や地下躯体の設置は実施しないことから、水循環の状況に変化は生じない。</p>
生物・生態系	<p>本計画は、仮設施設の設置工事及び解体復旧工事を行うものであり、動植物の生息・生育環境を大幅に改変するような土地造成等の改変は実施しない。また、仮設施設の配置に当たっては、仮設施設の設置箇所の調整等により極力樹木除去本数を減らす計画であり、樹木除去が必要な場合は、施設管理者と協議の上、大会後に極力原状復旧（復植）を行う計画としていることから、生物・生態系の状況に大きな変化は生じない。</p>
緑	<p>本計画は、仮設施設の設置工事及び解体復旧工事を行うものであり、緑の量や質を大幅に改変するような土地造成等の改変は実施しない。また、仮設施設の配置に当たっては、仮設施設の設置箇所の調整等により極力樹木除去本数を減らす計画であり、樹木除去が必要な場合は、施設管理者と協議の上、大会後に極力原状復旧（復植）を行う計画としていることから、緑の状況に大きな変化は生じない。</p>
騒音・振動	<p>本計画は、仮設施設の設置工事及び解体復旧工事を行うものであり、これまでの恒久施設の整備工事と比べて工事用車両の台数や建設機械の稼働台数は僅かであることから、騒音・振動への影響はほとんどないと考えられる。</p> <p>なお、工事用車両の走行に当たっては、沿道環境への配慮のため、極力、自動車専用道路や一般国道等の幹線道路を利用するほか、適切なアイドリングストップ等のエコドライブや安全走行の徹底、市街地での待機や違法駐車等をすることがないように、運転者への指導を徹底する計画である。</p> <p>また、工事に使用する建設機械は、周辺環境への影響に配慮して、低騒音型の建設機械を積極的に採用するとともに、不要なアイドリングの防止に努める等、騒音の低減に努める計画である。</p>
日影	<p>仮設施設は、一時的に建設されるものであり、恒常的に日影に影響を及ぼすおそれはない。</p>
景観	<p>仮設施設は、一時的に建設されるものであり、恒常的に景観に影響を及ぼすおそれはない。</p>

表 8-4(2) 選定しなかった項目及びその理由

項目	選定しなかった理由
歩行者空間の快適性	本計画は、既存のお台場海浜公園を利用するものであり、公共交通機関からの歩行者経路に変化は生じない。
水利用	仮施設は、一時的に建設されるものであり、恒常的な水の効率的利用への取組・貢献の程度に変化は生じない。
廃棄物	<p>本計画は、仮施設の設置工事及び解体復旧工事を行うものであり、地下躯体を構築するような大規模な土工事や施設の建設工事を行わないことから、建設廃棄物等の発生量は僅かである。</p> <p>これらの仮施設整備に伴い発生する廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）等に基づき、再生利用可能な廃棄物については積極的に再資源化に努め、再生利用が困難なものについては適切な処理を行う計画である。仮施設の資材等はリースで調達するほか、リース以外のものについても、可能な限り再利用する計画である。</p> <p>また、大会後の解体復旧工事では、仮施設の資材等を可能な限り再利用する計画である。</p> <p>これらを踏まえ、大会前の仮施設整備に伴う建設廃棄物の再資源化等及び大会後の資材等の再利用等の取組については、他の会場と合わせて、全体計画で評価する。</p>
エコマテリアル	仮施設整備に当たっては、組織委員会による「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会 持続可能性に配慮した調達コード」や「持続可能性に配慮した木材の調達基準」に基づき資材等を調達する計画であることから、その計画を踏まえ、他の会場と合わせて、全体計画で評価する。
温室効果ガス	仮施設は、一時的に建設されるものであり、恒常的な温室効果ガス排出量に変化は生じない。
エネルギー	仮施設は、一時的に建設されるものであり、恒常的なエネルギー使用量に変化は生じない。
土地利用	本計画は、既存のお台場海浜公園を利用するものであり、土地利用に変化は生じない。
地域分断	本計画は、既存のお台場海浜公園を利用するものであり、新たな地域分断は生じない。
移転	本計画は、既存のお台場海浜公園を利用するものであり、移転は生じない。
スポーツ活動	東京 2020 大会の実施がスポーツ活動に及ぼす影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
文化活動	東京 2020 大会の実施が文化活動に及ぼす影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
ボランティア	東京 2020 大会の実施がボランティア活動に及ぼす影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
コミュニティ	東京 2020 大会の実施が地域のコミュニティに及ぼす影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
環境への意識	東京 2020 大会の実施が環境への意識に及ぼす影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
安全	仮施設整備に当たっては、組織委員会による「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」に基づき移動の安全のためのバリアフリー化を図るため、安全性には問題がないものと考えられる。
衛生	東京 2020 大会の実施における飲料水や食品等についての安全性については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。
消防・防災	仮建築物であっても、建築基準法第 85 条第 5 項の規定に基づき、仮建築物の建築許可申請を行い、許可を受けた上で、建築確認申請の手続きを経て着工する。なお、当該許可は、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合に限って行われるものであるため、消防・防災面には問題がないものと考えられる。

表 8-4(3) 選定しなかった項目及びその理由

項目	選定しなかった理由
交通渋滞	<p>本計画は、仮設施設の設置工事及び解体復旧工事を行うものであり、これまでの恒久施設の整備工事と比べて工事用車両の台数は僅かであることから、交通量及び交通流への影響はほとんどないと考えられる。</p> <p>なお、工事用車両の走行に当たっては、沿道環境への配慮のため、極力、自動車専用道路や一般国道等の幹線道路を利用するほか、市街地での待機や違法駐車等を行うことがないように、運転者への指導を徹底する計画である。</p>
公共交通へのアクセシビリティ	<p>本計画は、既存のお台場海浜公園を利用するものであり、公共交通機関へのアクセシビリティに変化は生じない。また、工事用車両の出入口の設置などにより、公共交通機関までの歩行者の経路に影響があるような場合には、工事用車両出入口に交通整理員を配置するなど歩行者の通行への影響を最小限にとどめる計画である。</p>
交通安全	<p>本計画は、仮設施設の設置工事及び解体復旧工事を行うものであり、これまでの恒久施設の整備工事と比べて工事用車両の台数は僅かであることから、交通安全への影響はほとんどないと考えられる。</p> <p>なお、工事用車両の走行に当たっては、沿道環境への配慮のため、極力、自動車専用道路や一般国道等の幹線道路を利用するほか、安全走行の徹底、市街地での待機や違法駐車等を行うことがないように、運転者への指導を徹底する計画である。</p>
経済波及	<p>東京 2020 大会の実施による経済波及効果については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。</p>
雇用	<p>東京 2020 大会の実施による雇用への影響については、個別の会場等ごとに予測せず全体計画で評価する。</p>
事業採算性	<p>東京 2020 大会の実施による事業採算性については、全体計画の環境影響評価の中で評価する。</p>

